

(2) 令和7年度山形県住宅支援制度について

⑤ 耐震改修支援



⑤ 耐震改修支援

耐震改修支援の概要



見直し内容

- (1) 住宅の地震対策支援として「耐震改修」と「減災対策※」をパッケージ化
※減災対策は一般リフォームから移行
- (2) 耐震改修の補助上限額を30万円に引上げ (R6 : 20万円)
- (3) 耐震改修の対象工事を改修後Iw1.0以上 (一応倒壊しない) に見直し
- (4) 減災対策の対象工事に部分補強等を追加

○耐震改修

対象工事	耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点をIw=1.0以上とする耐震改修 (あらかじめ耐震診断を受け、耐震性がない住宅)
補助内容	最大120万円 (県 : 市町村 : 国 = 30 : 30 : 60) ※補助率・補助金額は市町村により異なります。

⑤ 耐震改修支援

耐震改修支援の概要



○ 減災対策 対象工事のうち、いずれかひとつの工事

防災ベッド・耐震シェルター実物展示中！

詳細はこちらをご覧ください⇒
(補助対象製品の実物展示について)



対象工事	<p>(1) 簡易耐震改修 耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点を$I_w=0.7\sim 1.0$未満とする耐震改修 ※改修前耐震評点が$I_w=0.7$未満のものに限る</p> <p>(2) 部分耐震改修</p> <p>① 居室等 1 室の強度を必要強度の1.5倍とする部分改修</p> <p>② 1 階のみ耐震評点を$I_w=1.0$以上とする部分改修 ※上記 2 項目は、改修後の住宅全体の耐震評点が、改修前の耐震評点を下回らないものに限る</p> <p>③ 屋根・2 階以上等の重量軽減</p> <p>(3) 防災ベッド又は耐震シェルターの設置 ※選定する製品によって設置場所が限定される場合があります</p> <p>※対象工事は、あらかじめ耐震診断を受け、耐震性がない住宅となります。 ただし、(2) ③及び(3) (S56以前の住宅に限る) を除きます。</p>
補助内容	<p>最大30万円 (県：市町村：国=7.5：7.5：15) ※補助率・補助金額は市町村により異なります。</p>